社会福祉法人恵心会 特別養護老人ホーム慈苑 「ユニット型 (介護予防) 短期入所生活介護」重要事項説明書

1. 施設経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人惠心会

(2) 法人所在地 岩手県宮古市西ヶ丘四丁目53番地8

(3) 代表者氏名 理事長 富 野 清 吾

(4) 設立年月日 昭和50年 7月 1日

2. 特別養護老人ホーム慈苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム慈苑
施設の所在地	〒027-0041 岩手県宮古市西ヶ丘四丁目53番地8
介護保険指定番号	0 3 7 0 2 0 0 1 8 0
利用定数	10名
ユニット数及び定員	1ユニット (10名)
施設長名	本 田 泰 三
電話番号	0 1 9 3 - 6 2 - 7 4 9 6
FAX番号	0 1 9 3 - 6 4 - 3 9 3 4
ホームページアドレス	http://www.jien.jp

(2) 施設の目的

小規模生活単位【施設の全部において個室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(利用されている皆様が交流し、共同で生活を営む場所)により一体的に構成される場所】ごとに、利用者に日常生活を営んでいただき、それに対し、必要な支援をさせていただくことを目的とします。

3. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室はすべて個室でナースコール・電動ベッド・洗面台・エアコン・たんすが完備されております。利用者の心身の状態や居室の空き状況等を考慮して居室を決定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	1ユニット10室
		(13.84 m²)
共同生活室	1室	
(食堂・機能訓練室・キッチン)		
トイレ (共同)	3室	
浴室・脱衣室	1室	個別浴槽が各ユニットに1基ずつ
		機械浴槽が各居室フロアに1基ずつ
医務室	1室	3階フロア
理髪室	1室	1階フロア
地域交流ホーム	1室	2階フロア
セミバブリックスペース	1室	3階フロア

※居室の変更:利用者及び契約者から、居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、利用者の心身等の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対してユニット型短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種		配置人員	指定基準	
施設	長(管理者)	1	1	
介護	職員	6 1	3 8	
	入居者:職員比	1.6 : 1	3 : 1	
内訳	昼間(1ユニット毎常時)	1~3	1	
	夜間(2ユニット毎)	1	1	
生活相談員		2	2	
介護支援専門員		2	2	
看護職員		6 (兼務1)	3	
機能訓練指導員		2 (兼務1)	2	
管理栄養士		1	必要数	
栄養士		1	1	
調理員		6	必要数	
医師		1 (嘱託1)	必要数	
事務職員		4	必要数	

- ※看護職員、機能訓練指導員は2名が兼務し1名に換算
- ※1 常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数(機以例)(例)
- ※2 指定基準:利用定員110名(満床時)に対しての必要配置人数 〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 常昼勤務者	8時30分~17時30分
2. 介護職員	早 出 7時00分~16時00分
	日 勤 8時30分~17時30分
	遅日勤 11時00分~20時00分
	遅 出 13時00分~22時00分
	夜 勤 22時00分~ 7時00分
3. 看護職員	早 出 7時00分~16時00分
	日 勤 8時00分~17時00分
	遅 出 13時00分~22時00分
4. 医師 (内科)	週1回 14時00分~17時00分

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では利用者に対し以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合。
- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の7割~9割が介護保険から給付されます。

- ① 食事サービス
 - ・栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・管理栄養士の作成する献立表により、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
 - ・利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるような必要な時間を確保します。
 - ・利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事 を摂ることを支援します。
 - ・利用者の嚥下機能に応じた食事形態で提供します。

・食事時間 朝食 7:30~ 9:30

昼食 12:00~14:00

夕食 17:00~19:00

- ※ 利用者の個別のペースに合わせ、ご希望の時間に提供させていただきます。但し、衛生管理として2時間延 滞が生じた場合は廃棄させていただきます。
 - ② 入浴サービス
 - ・入浴は週2回以上、各ユニットに設置しております個別浴槽にて入浴していただきます。個別浴槽に入浴 できない利用者には、各フロアに設置しております機械浴槽にて入浴することができます。
 - ・入浴日、発熱等体調不良時には、嘱託医及び看護職員の指示により、入浴を見合わせていただくことがあります。その際、入浴できない利用者には清潔を保つため清拭を行います。
 - ③ 排泄サービス
 - ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
 - ・排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中でご用意いたします。
 - ④ 機能訓練サービス
 - ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、そ の減退を防止するための訓練を行います。
 - ⑤ 健康管理サービス
 - ・利用者の健康管理に注意し、必要に応じて健康保持のため適切な処置を行います。
 - ⑥ その他の自立支援
 - ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

◎サービスの利用料金

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居住費・食費に係る自己負

担額の合計金額をお支払い下さい。

<基本施設サービス費(ユニット型個室)>

ご入居者の	単位	1日当たりの負担金		
要介護度		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	529単位/日	529円	1,058円	1,587円
要支援 2	656単位/日	656円	1,312円	1,968円
要介護 1	704単位/日	704円	1,408円	2,106円
要介護 2	772単位/日	772円	1,544円	2,316円
要介護 3	847単位/日	847円	1,694円	2,541円
要介護 4	918単位/日	918円	1,836円	2,754円
要介護 5	987単位/日	987円	1,974円	2,961円

入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。 要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また 上記基本施設サービス費のほかに、下記の加算の対象となるサービスを提供した場合、利用料金に追加されます。

加算名		単位数	利用料金	1月料金 自己負担額		
			(×10円)	1割	2割	3割
●全入居者に係る加算 (1日当たりの利用料金[単位×10円])						
	(1)	22単位日	220円	22円	44円	66円
①サービス提供体制強化加算	(II)	18単位日	180円	18円	36円	54円
	(Ⅲ)	6単位日	60円	6円	12円	18円
②看護体制加算(予防は除く)	(1)	4 単位日	40円	4円	8円	12円
	(Ⅱ)	8単位日	80円	8円	16円	24円
	(I)	13単位日	130円	13円	26円	39円
③夜勤職員配置加算	(II)	18單位日	180円	18円	36円	54円
(予防は除く)	(Ⅲ)	15單位日	150円	15円	30円	45円
	(IV)	20単位旧	200円	20円	40円	60円
④機能訓練指導員配置加算		12単位旧	120円	12円	24円	36円
④介護職員処遇改善加算	(I)	基本サービスと加算の合計単位の8.3%				
加算名		単位数	利用料金 (X10円)	1割	自己負担額2割	3割

(R6.5.31まで)		(11)	基本サービスと加算の合計単位の6.0%					
		(Ⅲ)	基本サービスと加算の合計単位の3.3%					
④介護職員等特定処遇	改善加算	(I)	基本サービスと加算の合計単位の2.7%					
(R6.5.31まで)		(II)	基本サービスと加算の合計単位の2.3%					
④介護職員等ベースア	ップ等支援加算		歴					
(R6.5.31まで)			基本サービスと加算の合計単位の1.6%					
④介護職員等処遇改善	加算	(I)						
(R6.6.1より)		(II)						
		(Ⅲ)	基本サービス	く費と加算の台	合計単位の1	1.3%		
		(IV)		ペ費と加算の合				
		(V)	基本サービス	、費と加算の台	合計単位の4	1.7~12.4%		
●サービスが提供る	された入居者へ	係る加	 算 (1 日当たり	の利用料金[〕	単位×10円]])		
⑤個別機能訓練加算			56 単位旧	560円	56円	112円	168円	
		(I)	100単位月	1,000円	100円	200円	300円	
⑥生活機能向上連携加算		(II)	10単位月	100円	10円	20円	30円	
⑦口腔連携強化加算	'		50単位月	500円	50円	100円	150円	
	看護体制加算(I)又 算定	は (Ⅲ) を	421單位目	4,210円	421円	842円	1,263円	
	看護体制加算(Ⅱ)又は(IV)を 算定		417백位日	4,170円	417円	834円	1,251円	
8 金宅中重度者受入加算	看護体制加算(I)又は(Ⅲ)及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)のいずれも算定		413백切日	4,130円	413円	826円	1,239円	
	看護体制加算を算定していない		425單位日	4,250円	425円	850円	1,275円	
⑨生活相談員配置等加算			13単位	130円	13円	26円	39円	
⑩医療連携強化加算			58単位月	580円	58円	116円	174円	
⑪看取り連携体制加算			64 单位日	640円	64円	128円	192円	
②若年性認知症利用者受	入加算		120單位日	1,200円	120円	240円	360円	
⑬送迎加算(片道)		184백恒	1,840円	184円	368円	552円		
④緊急短期入所受入加算		90単位日	900円	90円	180円	270円		
⑤療養食加算		8백加	80円	8円	16円	24円		
(2) 知中市田ケマ加管		(I)	3単位日	30円	3円	6円	9円	
⑥認知症専門ケア加算		(II)	4 単位日	40円	4円	8円	12円	
①認知症行動・心理症状緊急対応加算		200單位用	2,000円	200円	400円	600円		
18生産性向上推進体制加算 ((I)	100單位月	1,000円	100円	200円	300円	
		(Π)	10単位月	100円	10円	20円	30円	
		(Ⅲ)	6 単位日	60円	6円	12円	18円	
加算名			単位数	利用料金	ا انجام نہ	自己負担額	o de l	
			(×10円)	1割	2割	3割		

⑩身体拘束廃止未実施減算	1%/日減算
②高齢者虐待防止措置未実施減算	1%/日減算
②夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	3%/日減算
②ユニットケアにおける体制が未整備の場合	3%/日減算
②共生型(介護予防)短期入所生活介護を行う場合	8%/日減算
②利用者数及び入所者数の合計が入所定員を超える	Nete
場合、又は介護・看護職員数が基準に満たない場合	30%/日減算
@業務継続計画未策定減算	1%/日減算
②連続31日~60日利用する場合	30/日単位減算
⑧連続31日以上利用する場合(要支援1)	介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の75%で算定
②連続31日以上利用する場合(要支援2)	介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の93%で算定

〈加算の説明〉

①サービス提供体制強化加算

介護サービスの質を一定以上に保つ体制を整えている事業所を評価する加算

- (I)介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上、又は、介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上
- (Ⅱ)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上
- (Ⅲ) 介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が 50%以上、又は看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が 75%以上、若しくはサービスを直接提供する職員の総数のうち勤続 7年以上の割合が 30%以上
- ②看護体制加算
 - ア. 看護体制加算 (I) 常勤の看護師の配置
 - イ. 看護体制加算(Ⅱ) 基準を上回る看護職員の配置
- ③夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算及び

介護職員等ベースアップ等支援加算

- ※令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算に一本化 (介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事を目的)
- ⑤個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑥生活機能向上連携加算

訪問リハビリや通所リハビリを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を 算定する事業所に訪問し、事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した 場合

⑦口腔連携強化加算

事業所の職員が口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及びケアマネジャ

⑧在宅中重度者受入加算

利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業者に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合

⑨生活相談員配置等加算

共生型(介護予防)短期入所生活介護を提供し、生活相談員を1人以上配置し、地域に貢献する活動 を実施していた場合

⑩医療連携強化加算

看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定し、急変時の医療提供方針について利用者の合意を得ている場合

※利用者用件あり

①看取り連携体制加算

i 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定。又は、看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定し、短期入所 生活介護事業所の看護職員、又は病院、診療所、訪問看護ステーション、本体施設の看護職員との 連携により、24 時間連絡できる体制を確保している

ii 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又は家族等へ対応方針の内容を説明し同意を得る

迎若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その担当者を中心にニーズに応じたサービスを提供している

③送迎加算(片道)

居宅から施設への送迎を行った場合

(4)緊急短期入所受入加算

やむを得ない理由により、計画を立てていなかった利用者を緊急で受け入れた場合

15療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

⑥認知症専門ケア加算

認知症に関する専門的な研修を終了した職員が、介護サービスを提供した場合

[7]認知症行動·心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、 緊急にサービスを利用することが適当と判断した場合

18 生產性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入を通じて、介護サービスの質を確保しつつ、職員の負担軽減に資する生産性向上の取り組みを推進している場合

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①食費

負担段階1~3② 1食の単価

朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円 ※ただし、負担限度額認定者の1日の負担額の上限は以下になります。 (1段階:300円 2段階:600円 3①段階:1,000円 3②段階:1,300円)

・負担段階4 1食の単価

朝食:500円 昼食 650円 夕食 650円

②滞在費

- ・令和6年7月31日まで
- 1日の単価 2,006円

※ただし、負担限度額認定者の1日の負担額の上限は以下になります。

(1段階:820円 2段階:820円 3①段階:1,310円 3②段階:1,310円)

- ・令和6年8月1日より
- 1日の単価 2,066円

※ただし、負担限度額認定者の1日の負担額の上限は以下になります。

(1段階:880円 2段階:880円 3①段階:1,370円 3②段階:1,370円)

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

④複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、それに関する複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 1枚につき・・・20円

⑤外出費用

外出を希望される場合、外出に伴う交通費、外出先の食事代等は利用者の負担となります。

- ・公共交通機関等の運賃・・・実費・駐車料金・有料道路等の費用・・・実費
- ・外出先の食事代・・・実費 ・施設の公用車を希望された場合・・・実走1 Kmごとに50円

⑥電気代

- ・テレビ・・・・月額400円 ・ラジカセ・・・月額150円
- ・電気毛布・・・月額500円

※上記以外の電気代については、算定の上、請求いたします。

(7)テレビのレンタルサービス

利用期間中、無料でお貸しいたします。なお、電気代につきましては、上記⑥のとおりご負担いただきます

※テレビの数に限りがありますので、お貸しいただけない場合があります。ご了承ください。

(3) 支払い方法

前記 (1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、当施設より、翌月15日までに請求書に明細を付して請求します。利用者には、請求金額を翌月25日までに、施設が指定する口座に、口座振り込みの方法、又は翌月23日に利用者の指定する口座から口座振替の方法でお支払いいただきます。施設は、利用者からの利用料金の支払いを受けたとき、領収書を発行します。なお、口座振替が出来なかった場合は、1回につき手数料200円を請求額に加算します。

- (4) 入所中の医療機関への受診について
 - ・医療機関の受診について、家族の付き添いのもと受診していただきます。
 - ・利用者に病状の急変が生じた場合、緊急車両等にて、協力医療機関もしくは救急指定病院へ救急搬送させていただきます。状況により、ご家族への連絡は対応後になる場合がございます。

協力医療機関

医療機関の名称 特定医療法人 弘慈会 宮古第一病院

所 在 地 岩手県宮古市保久田8-37

診療科 内科・消化器科・リハビリテーション科・眼科・歯科

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する日は定めていません。ただし、以下のような事由が発生した場合は、 退去していただきます。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が非該当と認定された場合
- (3) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合または、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (4) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- (6) ご契約者から中途解約・契約解除の申し出があった場合 契約の有効期間であっても契約者から当施設の退所を申し出ることができます。ただし、以下の場合 には、即時に契約を解約し、施設を退所することができます。
 - ① 介護保険の給付の対象とならないサービスの利用料金の変更に同意ができない場合
 - ② 利用者が入院された場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著 しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (7) 事業者から契約解除の申し出を行った場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも関わらず、これが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・健康・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. サービス提供における事業者の業務

当施設は、利用者に対してのサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に利用者又は身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑤ 事業者及び施設職員は、サービス提供するにあたって知り得た利用者又は、家族等に関する事項を正当

な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の状況を提供します。

8. 非常災害対策

- ① 緊急時の対応
 - (a) 特別養護老人ホーム慈苑消防計画に基づき、安全かつ迅速に対応します。
 - (b) 緊急時連絡網を整備し、関係機関等に迅速かつ的確に通報連絡します。

9. 損害賠償

サービスの提供に伴って事故が発生した場合、家族等、市町村へ速やかに連絡をするものとします。

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って自己の責に帰すべく事由により利用者を生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

10. 相談・苦情の受付

- ① 当施設のサービスに関する相談、苦情は以下の専用窓口で受け付けます。
 - 苦情解決責任者

施設長

本 田 泰 三

• 苦情受付窓口

生活相談員

木村隆宏

山崎優紀

※ご相談、苦情は口頭でも受け付けますが、当施設では「なんでも投書箱」を設置しております。 また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるようにするとともに、担当者に 必ず引き継ぎます。

② 当施設以外に、下記の相談、苦情窓口でも受け付けています。

(a) 宮古市介護保険担当窓口

電話 0193-62-2111

(内線327 328 329)

(b) 岩手県国民健康保険団体連合

電話 019-623-4321

(c) 岩手県福祉サービス運営適正化委員会

電話 019-637-8871

(d) その他各市町村の介護保険担当窓口

(e) 苦情解決第三者委員

山 内 霜 子 電話 0193-62-6427

沢 田 富美子 電話 0193-69-2410

11. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設利用者の方々の生活の場として快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- ① 面会
 - ・利用者は施設生活をしておりますと家族を恋しがります。心理的要因を援助していただくためにも定期 的な面会をお願いします。
 - ・面会時間は午前8時から午後8時までとさせていただきます。
 - ・面会される際には、面会簿に、こられた方全員の氏名を記入されるようお願いします。
 - ・面会の際には、スリッパにはきかえてお入り下さい。
 - ・食品を持ち込む際には職員の了解を得てからお願いします。

・利用者の身近な方の訃報を利用者に報告する際、精神状況にご配慮下さるようお願いします。

② 外出

- ・利用者が外出する場合は、あらかじめご連絡をいただくようお願いします。その際、「外出・外泊届」 を提出していただきます。
- ・外出し帰苑する際、施設での準備(食事等)の都合がありますので帰苑時間は守るようお願いします。 なお都合により変更となる場合には、必ずご連絡下さるようお願いします。
- ・外出の送迎については原則としてご家族でお願いします。
- ・外出中に利用者の容体が急変した場合には、施設に至急連絡下さるようお願いします。
- ・外出が予定されていても、利用者の健康状態がおもわしくない場合、見合わせていただくことがあります。

③所持品の持ち込み

- ・利用者の所持品は適正に管理します。
- ・入所の際には、介護職員が立ち会い、記名を確認の上、物品名、数量をチェックします。
- ・収納スペースに限りがありますので、必要物品以外はお持ち帰りいただきます。
- ・お預かりしていた物品を紛失または破損した場合は、速やかに弁償します。
- ・衣類の補充、交換の際は、職員にお知らせくださるようお願いします。

④施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地を本来の使用用途に従って利用して下さい。 故意に施設、設備を壊したり汚したりした場合には利用者の自己負担により原状に修復して頂くか、又 は相当の代価をお支払い頂きます。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要と認められる場合には、利用者の居室内の 立ち入り、必要な措置をします。ただし、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について 十分配慮します。
- ・事業所やサービス従事者又は、他の利用者に対して、ハラスメント又は宗教・政治等の活動による迷惑 行為及び業務妨害は行わないものとします。

⑤その他

- ・施設での様子をご家族や地域の方々へお知らせする手段として、ホームページや広報紙の作成、新聞や テレビなどのマスメディアを通じて発信しております。その際、写真や映像等については、利用者及び ご家族からの拒否の申し出がなかった方のものです。掲載を希望されない方は、お申し出ください。
- ・施設内にペットを持ち込みの申し出があった場合、ペットからの感染を予防するため、ペットの持ち込みについて、原則禁止といたします。

12. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額90万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には利用料等の支払い状況、滞納金等の額等、利用者の全ての債務の 額等に関する情報を提供いたします。

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 宮古市西ヶ丘四丁目53番地8

名 称 社会福祉法人 恵心会

印

説明者 特別養護老人ホーム慈苑

氏 名 生活相談員 山﨑 優紀

囙

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護利用についての重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印